

第1回「インボイス制度の概要」

令和5年（2023年）10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。このインボイス制度が流通業界に与えるインパクトは、軽減税率制度の導入を遥かに上回るものとされます。従って、このインボイス制度を正しく理解し、その運用方法を仕入先のメーカー、得意先の小売・外食業者と事前に取り決めておくことが必要となります。当協会ではこれらに対応するために、本年4月より「執行運営委員会」の下部組織として「インボイス制度対応専門部会」を立ち上げ、様々な検討及び提議を行うことを予定しています。それらは会報その他を通じて逐次発信していきますが、今号ではその第1回として「制度の概要」を第1部と第2部に分けて記載します。

第1部：「インボイスとは何か？－財務省のキーマンに訊く」

（注：この記事は「流通BMS. com」に2018年6月掲載されたものからの抜粋です。）

財務省主税局税制第二課課長補佐（当時） 加藤 博之 氏

一般財団法人 流通システム開発センター

ソリューション第2部 部長

坂本 真人 氏

－インボイスとは正確な適用税率・税額を伝えるもの－

坂本氏

流通業界でも「適格請求書（インボイス）」について理解している人は多くないように思います。また、巷ではインボイスについて、様々な理解や説明を聞きますが、事実と異なる誤った認識をしているものも少なくないように思います。そこで「インボイスとは何か」一言で説明するとどうなるのでしょうか。

加藤氏

インボイスとは、「売り手が、買い手に対して、正確な適用税率・税額を伝えるもの」であり、一定の事項が記載された請求書等の書類をいいます。要すれば、インボイスのやり取りによって、適用税率等について「売り手」と「買い手」の認識を一致させることになります。このインボイスについて、「売り手」は課税事業者である「買い手」からの求めに応じて「交付する義務」が生じることになります。

また、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として導入されるもので、仕入税額控除を受けるために、インボイス等の保存を必要とする制度になります。

坂本氏

このインボイスに記載する一定の事項とは何でしょうか。また、もし受け取ったインボイスの記載

内容に誤りがあった場合、どうすればいいのでしょうか。

加藤氏

現行の「請求書等」に求められる記載事項に加え、「登録番号」、「軽減税率対象である旨」、「対価の額を適用税率ごとに区分して合計した金額」、「適用税率」、「消費税額」を記載する必要があります。

記載内容に誤りのあるインボイスを受け取った場合、仕入税額控除を行うには、「売り手」から正しい内容に修正された「修正インボイス」の交付を受ける必要があります。「買い手」が一方的に記載事項を修正することはできません。また、「売り手」は交付したインボイスに誤りがあった場合、「買い手」からの求めがなくとも「修正インボイス」を交付する義務が生じることとなります。この点、現在でも請求書のやり取りの中で記載内容に誤りがあれば修正依頼等を出しているはずですから、現行の運用と大きく変わることはないと思います。

－記載事項を満たすものであれば納品書も領収書もインボイスとなる－

坂本氏

インボイス制度においては、わざわざ「請求書」を「インボイス」として交付しなければならないということでしょうか。仮にそうであれば事務の効率化に随分と水を差す制度となります。例えば百貨店は「消化仕入」という形で請求行為がなくとも支払いを行っている実態がありますが、この場合も「請求書」を「売り手」が交付するべきなのでしょうか。

加藤氏

まず、インボイスは「請求書」である必要はありません。書類の名称や様式を問わず、インボイスに必要な記載事項を満たすものであれば、納品書や領収書であってもインボイスとなります。「EDI取引」や「請求レス取引」の場合も、わざわざ「請求書」をインボイスとして交付する必要はありません。取引先とやり取りしている何らかの「書類」や「電磁的記録（データ）」でインボイス記載事項を満たしていれば良いことになります。その際、複数の「書類」や「データ」の関連性を明確にした上で、インボイスの記載事項を満たしていればそれらを一体でインボイスとすることもできます。「書類」と「データ」の組み合わせでも問題ありません。

ご質問にあった消化仕入について、例えば「買い手」が「仕入明細書」を作成し、「売り手」の確認を受け、それを保存しておくことでも仕入税額控除を行うことが可能です。この確認を受ける方法として、実務上は「送付後〇日以内に誤りのある旨の連絡がなければ確認があったものとします」と明記しておく方法も認められます。なお、仕入明細書は、書類やデータの流れが「買い手」→「売り手」の方向となり、インボイスの「売り手」→「買い手」の流れとは逆になりますが、「仕入明細書」を「売り手」に交付し、「売り手」の確認を受けることになる上、「仕入明細書」の記載事項はインボイスと同様ですので、仕入税額控除に必要な書類として認められることになります。

坂本氏

「仕入明細書」が認められることで実務面では幅をもったインボイス対応が可能となると考えられますね。流通業界における典型的な例としては、インボイスの記載事項を満たした「納品書」をインボイスとする方法や「月締めの請求書をインボイスとする」方法などが考えられますが、どのようなインボイスの出し方が望ましいのでしょうか。

加藤氏

何をインボイスとするかは、事業者の皆さんが取引先の方とやりとりしている「書類」や「データ」に応じ、様々なパターンがありますので、一概にどのような方法が望ましいとは申し上げられません。ただ、あくまで個人的な意見を申し上げれば、流通業界において、「納品書」に消費税額が明記されているものがほとんどないという現状を考慮すれば、「納品書」と「月締めの請求書」を一体でインボイスとすることがシンプルな方法だと思います。現行の「納品書」には、取引年月日や取引内容、「軽減税率対象である旨」を記載し、「月締めの請求書」には「消費税額」や「適用税率」などそれ以外のインボイスの記載事項を記載するという方法が考えられます。

坂本氏

まずは取引先等との取引実態を踏まえ、何を「インボイス」にするか、それぞれが考えるということですね。ところで、現行制度（消費税法上）において、仕入税額控除を行う上でEDI取引におけるデータは保存しておく必要がなかったと記憶していますが、インボイス制度後も同様でしょうか。

加藤氏

現在、消費税法では「請求書等」は紙ベースで保存することを義務付けています。したがって、「請求書等」を電子メールやEDI等、データで受領した場合、請求書等（書類）の交付を受けられなかったことにつき「やむを得ない理由がある」として、「請求書等」を紙で保存しておかなくても、「帳簿のみ」の保存で仕入税額控除を行うことが認められています。他方、インボイス制度後は、いわゆる「電子インボイス」が法定されることから、仕入税額控除を行うためにはデータを「電子インボイス」として保存しておくことが求められます。ここは現行制度と大きく異なる場所ですから、しっかり理解しておいてください。

なお、今回のインボイス制度によって消費税法上、データ保存が必要になったからといって、何か新しいことが起こるわけではありません。今まで電子取引について、データの保存が電子帳簿保存法（所得税法・法人税法）では求められていたので、これに対応してデータを保存している場合には、インボイス制度後も同様の方法で保存することになり、結果的には「現行と同じ方法で保存してください」ということになります。

－返品があった場合、「返還インボイス」の交付が必要－

坂本氏

通常の取引は理解できました。小売業ではよくあることですが、「返品」があった場合のインボイス対応はどうすればよいのでしょうか。

加藤氏

返品や値引き等があった場合、原則として「売り手」は「買い手」に対し「適格返還請求書（返還インボイス）」を交付する必要があります。この返還インボイスの記載事項のうち、「返品等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日」すなわち、「返品の原因となった売上の年月日」については、実務上、正確な「年月日」を特定して記載することが困難な場合も想定されます。そこで、「売り手」の課税期間の範囲内で一定の期間、例えば、「〇月売上分」などの記載も認める運用を行う予定です。

坂本氏

「返品」を行った場合、流通BMSでも薬などの一部の商材は、「売り手」から「買い手」に

返品受領メッセージを返す運用をしていますが、加工食品やいわゆる日用品などは、小売業者（買い手）が返品伝票を送付しても、卸売業者（売り手）からはレスポンスしない、という運用が当たり前になっています。したがって「返還インボイス」に対応しようとする、「売り手」から「買い手」に対する、新たにメッセージを送る機能を追加するなどの対応が発生しそうですが、何か対応策はありますか。

加藤氏

原則として、返還インボイスは「売り手」が「買い手」に対して交付するものです。しかし、坂本さんがおっしゃったように、業界によっては、返品に関し「売り手」から何もアクションを起こさないという実態があることを踏まえ、返還インボイスの内容について、「買い手」が作成する「仕入明細書」の中で記載することも認める予定です。これは、先ほども説明した通り、「仕入明細書」は「売り手」の確認を受ける必要があるため、「買い手」が返還インボイスの記載事項を記載した「仕入明細書」を「売り手」に提供し、確認を受けた場合、「売り手」と「買い手」の双方で同一の書類を保有することとなるため、実質的に返還インボイスの交付があったものと考えられるためです。従って、坂本さんが心配された、返還インボイスに対応するためだけに、新たなメッセージ送付機能を設けるという対応は必ずしも必要ありません。ただし、これはあくまでも運用上の取扱いで、消費税法上は「売り手」が「買い手」に対して返還インボイスを出す原則は変わりません。

－消費税額の端数処理は「一請求あたり、税率区分ごとにそれぞれ1回－

坂本氏

最後に、インボイスに記載する消費税額の「端数処理」について重要な点なので確認させてください。インボイスに記載する消費税額の「端数処理」について、「一請求あたり、税率区分ごとにそれぞれ1回」と理解していますが、「一請求あたり」をどう考えるかはなかなか難しい問題です。例えば、「納品書」と「月締めの請求書」を一体でインボイスとする場合、「納品書」ごとに消費税額を計算し、端数処理も行いますが、「納品書」には消費税額を記載せず、「月締めの請求書」において、納品書ごとに端数処理をした後の消費税額を足しあげた金額のみを記載し、インボイス記載事項の「消費税額」とするということのようなことは認められますか。

そのほか、「端数処理」に関し注意すべき点があれば教えてください。

加藤氏

まずご質問の「消費税額」の記載方法について、そのように計算され、記載された消費税額は、インボイスの記載事項としての「消費税額」としては認められません。そのような場合、「月締めの請求書」においては、「納品書」の税抜（又は税込）の対価の額を合算した金額（＝「対価の額を適用税率ごとに区分して合計した金額」）を計算し、それに対し（税込の場合は税抜金額に割戻した上で）適用税率を乗じ、端数処理をした消費税額を算出し、記載することが適切な方法です。

「端数処理」に関し注意すべき点について、例えば既存システムで、個々の商品ごとに端数処理をした消費税額を算出し、消費税額の合計欄は商品ごとの消費税額を足しあげるという演算式を組んでいる場合には、対価の額の合計金額に税率を乗じ、端数処理をした消費税額を算出するようにシステム改修を行う必要があるので注意してください。個々の商品ごとに端数処理し、これをインボイス記載事項の「消費税額」として記載することは認められないためです。

ただし、「インボイス記載事項」ではなく、あくまで「参考事項」として、個々の商品ごとに消費税額を記載することは自由です。

ー軽減税率・インボイス制度への対応は早めに準備をー

坂本氏

ありがとうございました。

流通業界の中には軽減税率制度やインボイス制度について「まだ時間はある」という意識があり、理解・準備が進んでいないのが現実です。

加藤氏

「まだ時間はある」といっても、例えば2019年10月に実施される消費税軽減税率制度について言えば、システム改修（テスト期間も含む）などハード面の対応もさることながら、経理担当者も含めた従業員の教育や飲食料品を扱う小売店を中心に現場のオペレーションを考える等ソフト面の対応も必要です。直前の準備は想定以上の「時間」と「金銭」面でコスト負担が生じかねない等の懸念もありますから、今のうちから計画的に準備を進めることを考えておいたほうが良いと思います。

第2部：「インボイスにどう対応するか？ー国税庁のキーマンに訊く」

（注：この記事は「流通BMS. com」に2019年12月掲載されたものからの抜粋です。）

国税庁 消費税室

軽減税率制度対応室 総括課長補佐（現任） 加藤 博之 氏

一般財団法人 流通システム開発センター

ソリューション第2部 部長

坂本 真人 氏

ー何をインボイスとするか～どの書類等に「消費税額」を記載するか～

坂本氏

まずは、前回のおさらいから始めましょう。前回の対談の中で、インボイス制度への対応を進めるに当たっては、「何をインボイスにするのか」ということについて取引実態を踏まえて考える必要があるとの説明があったと記憶しております。その後、説明会等において、様々な事業者の方のご意見等を聞かれたと思いますが、その点について何か補足すべき事項はありますか。

加藤氏

前回の対談では、流通業界の実務を意識し、「納品書」と「月締め請求書」を例に、どのようにしてインボイスの記載事項を満たしていくことがシンプルなのか、説明しました。

とりわけ、インボイス対応においては、端数処理の関係もあり、どの書類等に「消費税額」を記載するかということが悩ましい課題であると認識しています。その観点から、流通業界の実務も考慮すれば、「月締め請求書」に「消費税額」を記載するのがシンプルな対応ではないかと説明しました。この私の考え方について、今も変化はありません。この点については、説明会等でもたびたび言及してきましたが、多くの事業者の方に違和感なく受け入れていただいた印象

です。

坂本氏

私自身もその対応に特段の違和感はありません。一方で、中には、納品を請求単位として、「納品書」に「消費税額」を記載するという事業者の方もいると聞いています。

ひとまず、今回は、「月締め請求書」に「消費税額」を記載する対応を前提にした場合に生じ得るいくつかの実務的な疑問について、お伺いしていきたいと思います。

－「交付したインボイスの写し」の保存義務について－

坂本氏

まず、インボイス制度において新たに対応が必要となる「交付したインボイスの写しの保存」に関する疑問です。インボイス制度においては、「売り手」は交付したインボイスの「写し」を保存する義務が新たに生じることとなります。その点、実は、事業者の方の中ではちょっとした疑問が出てきています。端的に言えば「物理的にインボイスを交付できなかった場合にどう考えればよいのか」といったことです。

加藤氏

私も同じような問題意識の質問を受けたことがあります。売上税額の積上げ計算を行うことが多い小売業界の事業者の方からの質問でしたが、「インボイスの記載事項を満たしたレシートをお客さんに交付しようとしたが、受取りを拒否された場合、『交付した』と考え、その写しの保存で積上げ計算を行って構わないか」といった趣旨の質問でした。

この点ですが、基本的には、物理的な「交付」が行われた場合に限らず、販売事業者の方が（物理的には交付できなかった）そのインボイスの「写し」を保存しているのであれば、「交付したインボイスの写し」の保存があるものとして考えることとなります。その旨、国税庁が公表している「Q & A」においても明らかにされているところです（国税庁公表「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（令和元年7月改訂版）」（以下、インボイスQ & A）問78参照）。

坂本氏

確かに、インボイスQ & Aを読んでもクリアに考え方が示されています。私共が普及推進している流通BMSは、企業間の電子的な情報交換標準ですので、お互いに電子データを送受信し保管することが一般的です。したがって、その場合に「受け取りを拒否する」ということはありません。一方で、紙ベースでやりとりすることの多い事業者の方の場合は、このような考え方が必要ということですね。非常に興味深いですね。

ところで、物理的な交付がなかったインボイスの「写し」であっても、「交付したインボイスの写し」と考えられるのであれば、例えば、「売り手」は、お客さんに交付した／交付しようとしたインボイスそのものの写しの保存を厳格に求められていないということでしょうか。

加藤氏

原理原則を申し上げれば、文字どおり「売り手」は「交付した」インボイスそのものの写しの保存が求められます。他方、現行の実務も考慮し、この「交付したインボイスの写し」には、交付したインボイスそのものの写しのほか、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものを含んでも特段の支障がないと考えています。例えば、「レジのジャーナル」や複数のインボイスの記載事項に係る「一覧表」や「明細書」などがそれに当たり、それらを

保存していれば「交付したインボイスの写し」の保存が行われているものとする旨、インボイスQ&Aでも示しているところです（インボイスQ&A 問51参照）。

要すれば、重要なのは、一つの取引について、「売り手」と「買い手」で適用税率や消費税額の認識がズレることのないよう、「売り手」も自らが「交付したインボイスの写し」やその記載事項について確認できるようなものをしっかりと保存しておくということです。

－何がインボイスなのか、「売り手」と「買い手」の認識を一致させる必要性－

坂本氏

話を伺う限り、事業者の方は、現行の実務の延長線でインボイス対応を進められるのではないかと感じます。

さらに細かい点を伺いたいと思います。「売り手」に求められる「交付したインボイスの写し」の保存について、比較的柔軟に考えることができるということであれば、例えば、複数の書類で記載事項を満たすようなケースでは「売り手」が保存している「交付したインボイスの写し」と「買い手」が保存している「交付されたインボイス」の記載事項について、両者の認識に「ズレ」が生じてしまうということはないのでしょうか。

加藤氏

「現行の実務の延長線」という認識はまさにそうだと思います。繰り返しになりますが、「交付したインボイスの写し」の保存義務の文脈においては、「交付したインボイス」の記載事項を確認できる程度のものであればその保存でも構わないとしている点に留意する必要があります。つまり、「売り手」と「買い手」で一つの取引に関する適用税率や消費税額の認識がズレるといったようなことは、厳に避ける必要があります、そのようなことが起きないように、例えば、取引当事者間で事前に認識共有を行うなど、事業者の方には十分に意識してもらいたいと思っています。その意識が希薄だと、あくまでも理屈上の話ではありますが、「売り手」と「買い手」の認識がズレてしまいかねないおそれもあり得ます。

坂本氏

例えば、どんな場合に認識がズレてしまうのでしょうか。もう少し具体的に教えてください。

加藤氏

先ほどの「納品書」と「月締め請求書」の例で少し説明します。一般的には、インボイスの記載事項の「消費税額」について、「納品書」と「月締め請求書」のいずれにも記載されることは想定されません。多くの事業者の方は「月締め請求書」のみに記載するイメージだと思いますが、冒頭、坂本さんにご紹介いただいたとおり、事業者の方によっては、納品を請求の単位と考え、「納品書」においてそれを明記するといったこともあり得ない話ではありません。その場合、「納品書」にインボイスの記載事項としての「消費税額」を記載していることから、「月締め請求書」にこれを記載する必要はないですし、また、「買い手」に無用の混乱を生じさせぬため、「月締め請求書」には「消費税額」を記載しないのが通常ではないのでしょうか。仮に、「消費税額」を明記するとしても、あくまでも請求金額の確認として、「納品書」に記載した「消費税額」を足し合わせたもの（インボイスの記載事項としての「消費税額」ではない）を記載するといった対応が行われると考えられますので、特段の問題はないというのが実態だと思います。

他方、万が一、「月締め請求書」において、税率ごとに区分して合計した金額から、適切な端数処理の方法により、改めて「消費税額」を算出するような対応を行ったらどうなるか。その

場合、「納品書」と「月締め請求書」に記載された「消費税額」のいずれもが、インボイスの記載事項としての「消費税額」となり得てしまうこととなり、端数処理の関係上、両者に数円単位ですがズレが生じ得ることもあり得ます。

そして、両者にズレが生じている中で、例えば、「売り手」は「納品書」の「消費税額」を、「買い手」は「月締め請求書」の「消費税額」をインボイスの記載事項としての「消費税額」と認識するとすれば、一つの取引に対する「消費税額」が「売り手」と「買い手」で異なってしまうこととなりかねません。

坂本氏

インボイスは「売り手が買い手に適正な適用税率や税額を伝えるツールである」と認識しています。その基本的な認識とも整合性がつかない事態になり得るということですね。そのような事態とならぬよう、事業者の方はどう考えればよいのでしょうか。

加藤氏

やや大げさに話をしましたが、先ほどの例は理屈上の話でしかないと考えています。なぜなら、「納品書」と「月締め請求書」に記載された「消費税額」にズレが生じるのであれば、当然に「請求金額」も変化することとなります。そして、実務的な観点からは、おそらくどちらかの金額に基づき支払いが行われますので、「売り手」も「買い手」もその金額に基づく「消費税額」をインボイスの記載事項として自ずと認識すると考えられ、認識のズレは自ずと解消されるものと思われるからです。また、そもそも必要がないものを「月締め請求書」に記載するといったことは合理的な行動とはいえませんが、事業者の方がそのようなことをあえて行う理由もないと思います。

ここで重要なことは、インボイス制度への対応において、わざわざ複雑なオペレーションを採用する必要はないということです。「売り手」と「買い手」の認識のズレを防ぐという観点からも、「納品書」又は「月締め請求書」のいずれかのみにインボイスの記載事項としての「消費税額」を記載するというシンプルな実務を徹底することで、簡単に対応できることとなります。

坂本氏

逆にいえば、このシンプルな実務を徹底しないと、混乱が生じてしまうということですね。取引先へ交付する書類全てに「とりあえずインボイスの記載事項を書いておけばいい」と考えている事業者の方もいらっしゃるように思いますが、どう思いますか。

加藤氏

確かに、記載事項を満たしたものがインボイスですが、そのやり方だと、取引先に混乱を生じさせることにもなりかねません。何をインボイスとし、どの書類にインボイスの記載事項を記載するか、ということを明確にして、取引先との間でもその認識を共有できるような対応を、検討いただく必要があると思います。

皆さまにおかれましても、そういった基本的な考え方をガイドライン等で示していただきたいと思います。

坂本氏

そうですね。重要なことだと思いますので、ぜひ検討していきたいと思っています。

－仕入明細書による対応の留意点－

坂本氏

ここまで、売り手が交付するインボイスについての留意点をご説明いただきました。一方で、イ

ンボイス制度においては、買い手が作成し、相手方（売り手）の確認を受けた「仕入明細書」による対応も可能と理解しています。また、流通BMSにおいては、「仕入明細書」に該当する「支払メッセージ」において、例えば「物流フィー」などを相殺金額として入れることがあります。そのような場合、必要な記載事項について、何か留意すべき点がありますか。

加藤氏

「仕入明細書」の場合、作成者は「買い手」ですが、必要な記載事項の一つである「登録番号」については、商品の「売り手」のものを記載する必要があります。ただ、例えば「物流フィー」を相殺する場合、商品の「売り手」と「買い手」の関係が逆になります。要すれば、商品の「買い手」が「売り手」となり、また、「売り手」が「買い手」となります。その場合、商品の取引については「仕入明細書」となりますが、「物流フィー」に係る取引については、「売り手」（商品の「買い手」）が「買い手」（商品の「売り手」）に交付するインボイスに他ならないこととなります。したがって、商品の「買い手」が自らの「登録番号」を記載することも必要となります。

この点、意外に理解されていないところではありますが、「仕入明細書」の中で、商品の取引以外についてのインボイス対応等も併せて行うような場合には、誰の「登録番号」を書く必要があるのか、きちんと考えておくことが必要になります。

坂本氏

なるほど。仕入明細書の作成においては、自社と取引先の登録番号を書く必要があるかもしれない、ということですね。インボイス制度への対応として、誰と誰とのどんな取引かを踏まえた上で、交付する書類に何を記載すべきか、早めに整理しておく必要があるように思います。特に、EDI上の変更等については、テストも含めると時間がかかることも予想されるので、注意が必要ですね。

ー返還インボイスをめぐる「宿題返し」～より実務に配慮した柔軟な考え方～

坂本氏

話題を変えます。これもまた、前回の対談で話題になったことですが、返還インボイスに関する話です。この返還インボイスについては、インボイス制度において新たに求められる対応の一つであるにもかかわらず、いまだに事業者の方の理解は不十分のように思えます。

特に、前回の対談において言及された次の2点について、実務的な対応困難性を感じていた事業者の方が多く、それが少なからず制度理解の度合いに影響しているのではないかと感じています。

まずは1点目。前回の対談の際、「返還インボイスの内容について、『買い手』が作成する『仕入明細書』の中で記載することも認める予定」との説明がありましたが、その後どうなったのでしょうか。

加藤氏

まず、返還インボイスは、「返品を受ける側」（売り手）が「返品をする側」（買い手）に対して交付することが基本です。前回の対談以降も、多くの事業者の方から様々なご意見等をいただきました。それらも踏まえて、検討を進めた結果、「買い手」が返還インボイスの記載事項を記載した返品伝票や仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで、「売り手」による返還インボイスの交付は不要と整理したところです。また、継続的に記載していることを条件に、仕入額から返品額を控除した後の金額を記載することも認められることとなっています（インボイ

スQ&A 問61参照)。

坂本氏

事業者の方の実務にも配慮していただきながら検討を進めていただけたとのことであり、ありがたいことだと思います。

次に2点目。返還インボイスの記載事項の一つである「返品等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日」についてです。前回の対談の際、「『売り手』の課税期間の範囲内で一定の期間、例えば、『〇月売上分』などの記載も認める運用を行う予定です」との説明があったところですが、その後どうなったのでしょうか。

加藤氏

「返品等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日」についても、多くの事業者の方から様々なご意見等をいただいていた。それらも踏まえ、前回の対談でも申し上げた、「〇月売上分」などの記載も認める考え方を、説明会等において早々に示したところだ。

その際、「『〇月売上分』との記載であっても厳密なものを把握し記載することはできない」等のご意見等を数多くいただきました。それらも踏まえ、さらに検討を重ねた結果、「事業者の方が継続している合理的な方法による記載で構わない」との結論に至ったところだ。具体的には、「前月末日」や「最終販売年月日」など、事業者の方が継続して用いている整理によって記載していただくことで差し支えないと整理しています（インボイスQ&A 問40参照）。

坂本氏

当初の整理よりもさらに検討を深め、より実務に沿った整理としていただいたと認識しました。非常にありがたい結論だと考えます。また、合理的であれば、事業者の方が継続的に用いる整理で記載して良いということは、事実上、「記載できない」という事態もないということですね。

—まとめ—

坂本氏

流通BMSでは、今回の説明内容も含め、各事業者の方が行うであろうインボイス対応のパターンを整理した上で、新たに必要となるデータ項目の追加、ガイドの整理などできる限り早い時期に対応したいと考えます。また、本年10月から求められている区分記載請求書について、「紙」で対応した事業者の方も含め、インボイス制度までにより効率的な電子的保存を前提とした対応が可能となるよう、必要な取組みをしっかりと行っていきたいと思っています。

令和5年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

平成30年4月
国 税 庁
(令和2年1月改訂)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

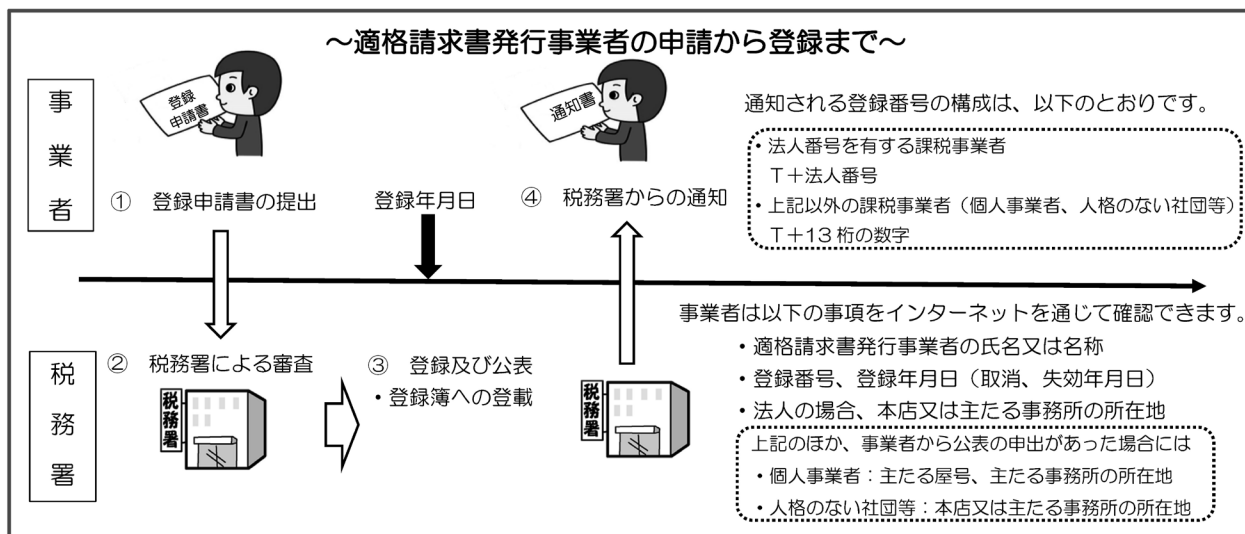
令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式となります。区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（令和元年7月）」をご参照ください。

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

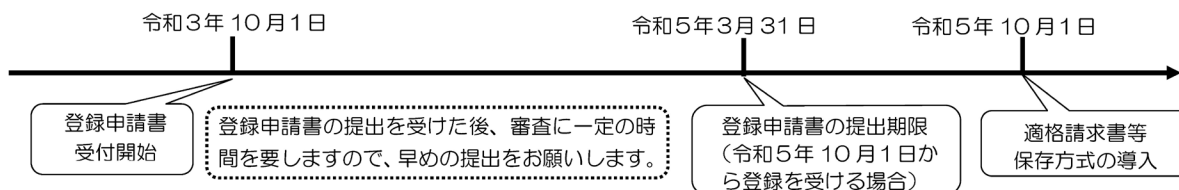
2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます**。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



《登録申請のスケジュール》

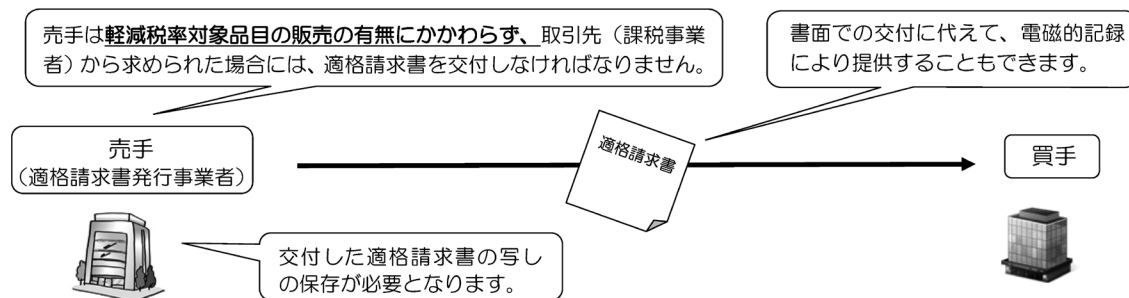
登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和5年10月1日から登録を受けるためには**、原則として、**令和5年3月31日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。



- （注）1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
 （1）適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
 （2）適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

（1）適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注）適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

(株)〇〇御中		⑥ 請求書
② ××年 11 月分		
11/1	牛肉 ※	5,400 円
11/2	小麦粉 ※	2,160 円
⋮	⋮	⋮
11/30	ビール	6,600 円
※ 軽減税率対象		③ 合計 87,200 円
(10%対象 40,000 円)		うち消費税 7,200 円
(8%対象 40,000 円)		⑤ 消費税 4,000 円
		消費税 3,200 円
④		① △△(株)
		登録番号 T1234567890123

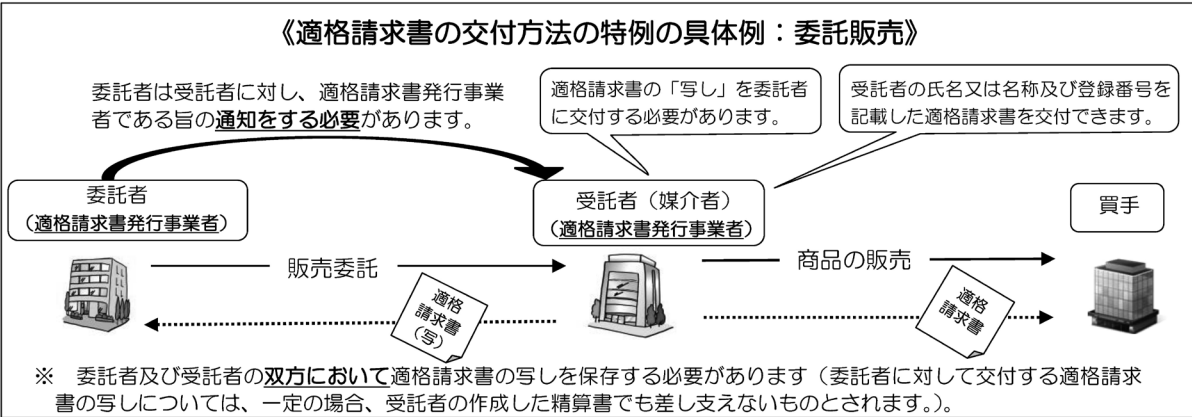
（2）適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

（3）適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。



4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（下記(3)参照）を除き**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 対価の額

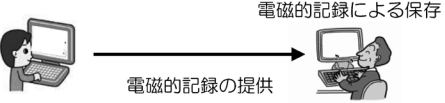
《帳簿の記載例》

総勘定元帳（仕入） ③ ※は軽減対象			
XX年 ②月 日	①	③	税区分 借方(円)
11 30	△△食品(株)	食料品※	8% 86,400
11 30	〇〇商事(株)	文房具	10% ④ 44,000

(2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（前記3(2)②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録



(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を購入する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限りません。）を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（注） 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

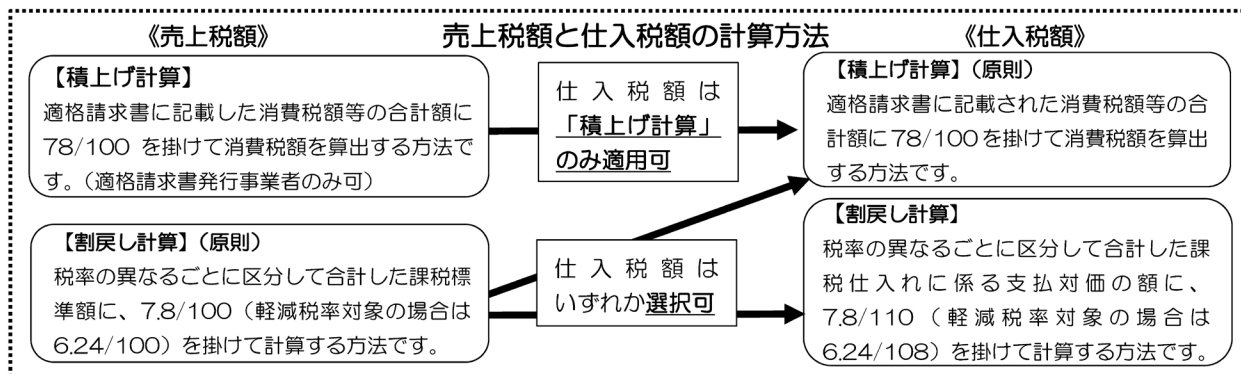
期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者のみになります。



6 免税事業者の登録手続

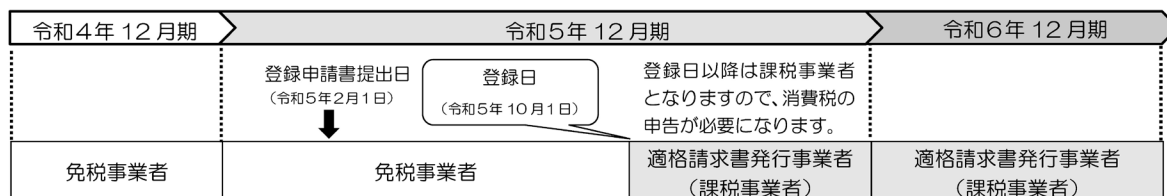
免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

(例) 12月決算の法人で、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となる場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

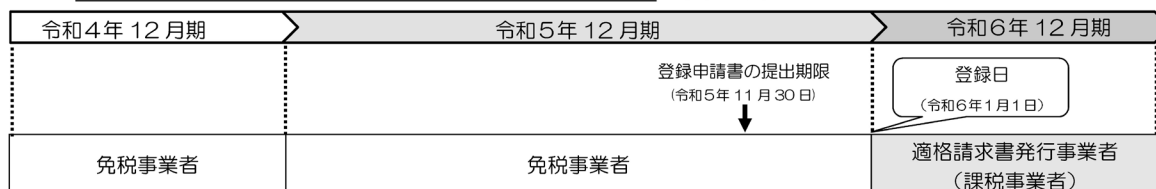
また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



《軽減税率制度(適格請求書等保存方式を含む)に関するお問合せ先》

- 軽減税率制度に関する一般的なご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)」で受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)内の特設サイト

「消費税の軽減税率制度について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)をご覧ください。